資料５

令和７年３月２８日

調布市教育委員会

令和８年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書の採択について

１　令和８年度使用教科用図書採択の方針

（１）教科書採択について

令和７年度は，令和８年度使用の小・中学校特別支援学級教科用図書を採択する。

（２）教科書採択の権限について

教科書採択に関する事務については，東京都教育委員会の指導・助言を尊重し，その責任が調布市教育委員会にあることを明確にして行う。

（３）学校教育法附則第９条第１項に規定する教科書の採択について

①　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条第１項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という）の採択に当たっては，採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

②　特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては，まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに，文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で，これら以外の図書を採択することが適当である場合には，以下の（ア）から（オ）までの事項に，特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのな

いようにすること。

（オ）「令和７年度用一般図書一覧」を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③　分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。なお，拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④　特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，令和８年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。なお，令和７度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

（４）開かれた教科書採択について

教科書の採択にあたっては，従来の研究の成果や教員及び有識者，保護者等の市民の意見も反映させるため，教科書調査運営委員会を設置し，委員に有識者や保護者を加える。また，採択後は，採択結果を公表し，調査研究資料等は公開する。

２　教科書採択に伴う組織及び任務

調布市教育委員会は，教科書採択事務が円滑かつ公正に行うことができるよう教科書調査運営委員会，特別支援学級用教科書調査委員会を設置する。

（１）調布市教育委員会

①　教科書採択事務に伴う法令，文書等の検討と確認を行う。

②　令和８年度使用調布市立学校特別支援学級教科用図書採択要領を決定する。

③　教科書調査運営委員会に対して，調査・研究を依頼する。

④　教科書調査運営委員会の調査・研究の報告を参考にしながら，令和８年度に使用する教科書を採択する。

⑤　教科書採択に関する「公正確保」等の指導・助言を行う。

⑥　その他，教科書採択を円滑かつ公正に行うための諸事項についての検討や指導・助言を行う。

⑦　事務局は，教育委員会教育部指導室に置き，指導室長，学校教育担当課長，教育支援係担当課長，指導室統括指導主事，教育支援係担当副主幹，教育支援担当指導主事，指導係教科書担当並びに教育支援係教科書担当が事務に当たる。

（２）　教科書調査運営委員会（「運営委員会」という）

〔委員の資格要件〕

①　採択に関する事項について，幅広い視野から協議・検討が行えること

②　教科書の採択に利害関係がないこと

〔任　期〕

委嘱の日から令和７年８月３１日まで

〔構　成〕

①　教科書調査運営委員会委員長（小学校長会代表）１名

②　教科書調査運営委員会副委員長（中学校長会代表）１名

③　保護者２名

④　有識者１名

〔任　務〕

①　調布市教育委員会からの依頼を受け，調査委員会に調査・研究を依頼する。

②　調査委員会の調査・研究を踏まえ，検討と協議を行う。

③　検討と協議した結果を教育委員会に報告する。ただし，教育委員会への報告には調査委員長を招聘し，代理による報告を依頼することができる。

④　その他，教科書採択を円滑かつ公正に行うための必要事項を確認する。

（３）　小・中学校特別支援学級用教科書調査委員会（「調査委員会」という）

〔委員の資格要件〕

① 教育研究に実績があること

② 教科書の採択に利害関係がないこと

〔任　期〕

委嘱の日から令和７年８月３１日まで

〔構　成〕

① 特別支援学級設置校代表校長（「委員長」を務める）

② 特別支援学級設置校代表副校長（「副委員長」を務める）

③ 特別支援学級担任各設置校１名（１０名）

〔任　務〕

① 文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第９条による教科書についての調査・研究を行う。

② 調査・研究資料を作成する。

③ 運営委員会に調査・研究について報告する。
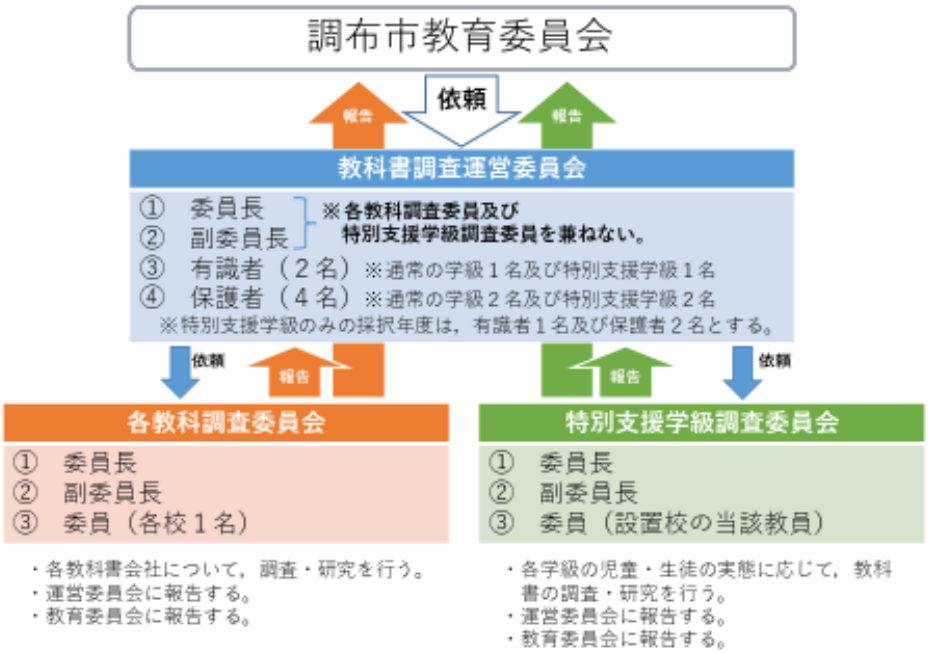
３　組織構成図